

ひとり親世帯以外のご家庭は裏面をご覧ください。

ひとり親世帯のご家庭へ  
～大切なお知らせ～

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

## 1 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方※5月11日に支給済
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している  
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、裏面記載の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を既に受給されている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 2 支給額

児童1人当たり一律**5万円**

## 3 給付金の支給手続き

■ 上記支給対象者の②又は③のいずれかに該当する方

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。詳細は、市のホームページをご覧ください。  
<https://www.city.asaka.lg.jp/site/kosodate/>  
二次元バーコードはこちら



■ こども家庭庁コールセンター  
TEL 0120-400-903 (受付時間:平日9:00～18:00)

■ 朝霞市役所 こども・健康部 こども未来課  
「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口  
TEL 048-463-2834 (受付時間:平日8:30～17:15)



# 令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

## 1 支給対象者

①または②に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方**  
(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

②

- 令和5年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)  
であって
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

2 支給額 児童1人当たり 一律 **5万円**

## 3 給付金の支給手続き

I 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者であった方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座に振り込みます。

II 上記以外の方(例. 収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。詳細は、市のホームページをご覧ください。<https://www.city.asaka.lg.jp/site/kosodate/>  
二次元バーコードはこちら



■ こども家庭庁コールセンター  
TEL 0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)

■ 朝霞市役所 こども・健康部 こども未来課  
「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口  
TEL 048-463-2834 (受付時間:平日8:30~17:15)